

令和5・6年度 入札(見積)参加資格審査申請書 提出要領

令和5・6年度の宇和島市(ただし、病院局、水道局が取り扱う特殊な物品などは除く)が発注する「建設工事」、「測量・建設コンサルタント」、「物品・役務の調達等」の契約に係る入札(見積)に参加する資格を得ようとする方は、下記により、関係書類を添えて申請してください。

受付期間 (定期受付)	「建設工事」 「測量・建設コンサルタント」	令和5年1月4日(水)から令和5年1月31日(火)まで
	「物品・役務の調達等」	令和5年1月4日(水)から令和5年2月28日(火)まで
	※ 受付期間前の提出は受け付けません。 ※ 受付期間後は随時受付を開始するまで提出は受け付けません。	
受付期間 (随時受付)	全区分共通	令和5年4月3日(月)から令和7年3月29日(金)まで
	※ 受付期間中のいつ提出しても、有効期間は令和7年3月31日(日)までとなります。	
提出方法	持参(執務時間中)又は郵送(当日消印有効)	
提出先	〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地 宇和島市役所 契約検査室契約係	
申請書宛名	宇和島市長 岡原 文彰	
有効期間 (定期受付)	令和5年4月1日(土)から令和7年3月31日(日)まで	
有効期間 (随時受付)	名簿登載日(決裁後)から令和7年3月31日(日)まで	
問合せ先	契約検査室契約係 電話0895-24-1111(代表) 0895-49-7008(課直通) 工事関係:内線2474・2406 物品関係:内線2474・2434	

1 申請区分

建設工事	土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体
測量・建設コンサルタント	測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、計量証明業務、その他
物品・役務の調達等	事務用品類、教材教具類、運動・遊具・楽器類、図書類、衣料・繊維類、医療用品類、検査測定用品類、印刷類、写真類、電気通信器具類、車輛・船舶類、機械器具類、木工品類、燃料・油脂類、保安用品類、貴金属類、日用雑貨類、化学製品類、農林水産品類、金属工業類、原材料類、看板類、選挙用物品類、その他(物品)、リース・レンタル、役務(業務)

2 業者区分

市内業者	<ol style="list-style-type: none"> ① 宇和島市内に主たる営業所(本店または本社)を有する業者 ② 市税等の滞納がない者 ③ 物品関係においては、継続して(法人の場合は、設立・設置届後)1年以上の営業実績がある者 ④ 営業に関し、許可、認可、登録、届出等を必要とするものについては、これを得ている者
準市内業者	<ol style="list-style-type: none"> ① 宇和島市内に事業所(支店・営業所等)を有し、当該事業所に委任をする市外業者 ② 宇和島市の法人市民税を納入し、かつ、その他市税を含み滞納がない者 ③ 当該事業所に職員が常駐し、常時連絡がとれる体制にあること(転送電話は認めない。) ④ 事業所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていること ⑤ 建設工事においては、当該事業所での建設業許可を受けている業種に限る ⑥ ①～⑤を全て満たしたうえで、事業所(支店・営業所等)を設置してから継続して1年以上の営業実績がある者 ⑦ 建設コンサルタント業務においては、事業所として次に掲げる形態等を整えていること <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業用の建物(住居併用にあつては、居住部分と事業用部分が完全に分離し、かつ、入口が別であるものを含む。) (2) 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話、ファックス等の通信機器、複写機、その他事務用機器が専用に具備されていること。 (3) 宇和島市内に住民票を有する従業員を常勤換算で1名以上雇用していること。 ⑧ 建設コンサルタント業務において①～⑦を満たしていない場合は、市外業者として取扱うものとする。
市外業者	宇和島市外にある本店・支店・営業所等で申請するもの

3 入札参加資格の登録事業所数

宇和島市に登録できる事業所(本社・支店・営業所等)の数は1法人につき2事業所までとします。ただし2事業所登録する場合は、申請書を各々提出し、他の事業所で申請した業種を、重ねて申請することはできません。

(例)「本社(松山)」では土木一式工事を登録し、「宇和島営業所」では建築一式工事を登録

事業者名	登録業種	契約締結等
〇〇〇〇〇株式会社(本社:松山)	土木一式工事	本社
〇〇〇〇〇株式会社 宇和島営業所	建築一式工事	宇和島営業所

※ 上記の例の場合、宇和島営業所では土木一式工事を申請することはできません。

※ 2事業所であれば、本社を除いた事業所のみ(例:宇和島営業所と高松営業所)の申請も可能です。

4 申請区分ごとの提出書類

ア. 注意事項

申請区分	業者区分	注意事項
全区分 共通	共通	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は、特に定めのある場合を除いて申請日現在の内容で記入してください。 不備のある書類では受理できませんので、書類の不備及び添付書類の不足等にはご注意ください。 申請内容に虚偽の記載等があった場合は、参加資格を承認せず、又は参加資格を取り消すことがあります。 申請書提出後に内容等(添付書類を含む)に変更が生じた場合は、速やかに「入札参加資格申請書類に係る変更届」(及び関係書類)を提出してください。 複数の申請区分(「建設工事」、「測量・建設コンサルタント」、「物品・役務の調達等」)のいずれか2つ、または3つ全て)に申請する場合も、「全体共通様式」は申請区分ごとにそれぞれ原本が必要です。 その他の「添付書類」については、特に指定のない限り、写しの提出でかまいません。
	建設工事	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法に基づく許可を受けた業者で、同法第27条の23の経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者でなければ申請することはできません。 社会保険等(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)が未加入の場合は、申請できません。
測量・建設 コンサルタント	市内 準市内	<ul style="list-style-type: none"> 社名を記載した封筒に入れて提出してください(ファイル綴じ不要。)
	市外	<ul style="list-style-type: none"> 紙製A4フラットファイル(2穴)に綴じて提出してください。 ファイルの表紙及び背表紙に社名を記載してください。 ファイルの色は【ブルー系】にしてください。
	共通	<ul style="list-style-type: none"> 「測量」は、測量法第55条第1項の規定による登録がなければ希望することはできません。 「建築関係建設コンサルタント業務」の「建築一般」は、建築士法第23条第1項の規定による登録がなければ希望することはできません。
物品・役務 の調達等	共通	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類に左綴じ用のパンチ穴(2穴)を開けてください。 社名を記載した封筒に入れて提出してください(ファイル綴じ不要。)

イ. 申請区分「建設工事」の提出書類

《「建設工事」提出書類一覧(1/4)》

○:必須 △:該当者のみ要 ×:不要

提出書類	市内	準市内	市外
(1)全体共通様式【共通-1~3】 《原本》 ・「入札(見積)参加資格審査申請書(全体共通様式) 記入要領」を参照。	○	○	○
(2)建設工事様式【工事-1~4(市内・準市内)】 ・「入札(見積)参加資格審査申請書(建設工事(市内・準市内)様式) 記入要領」を参照。	○	○	×
(3)建設工事様式【工事-1(市外)】 ・「入札(見積)参加資格審査申請書(建設工事(市外)様式) 記入要領」を参照。	×	×	○
(4)納税証明書(未納がない旨の証明書・宇和島市が課税する全ての市税等) 《写し可》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 発行場所は、 宇和島市の税務課又は吉田支所、三間支所、津島支所の税務係 。 ・宇和島市が発行する「納税証明書(市税等の未納がないことの証明。金額ではなく「宇和島市税に未納がない。」と記載されたもの。)」 ※市税等の課税が無い場合 【法人】法人設立(設置)届出書の控えの写し 【個人】宇和島市が発行する「所得課税証明書(発行日、発行場所は納税証明書と同じ。)」	○	○	×
(5)納税証明書(法人税(所得税)・消費税及び地方消費税) 《写し可》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 ・主たる事務所等又は事業所等の所在地を管轄する 税務署 が発行する納税証明書 【法人】法人税、消費税及び地方消費税(様式:その3の3) 【個人】所得税、消費税及び地方消費税(様式:その3の2) ・新型コロナウイルス感染症を理由として、納税(徴収)猶予の措置を受けたものは、「納税の猶予許可通知書」の写し、又は「納税証明書(様式:その1)」でも可。ただし、納税(徴収)猶予期限が記載されており、申請日時点で猶予期間中であることが確認できるものに限る。	○	○	○
(6)履歴事項全部証明書等又は身分証明書 《写し可》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 【法人】法務局が発行する「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」 【個人】本籍地の市区役所、町村役場が発行する「身分証明書」	○	○	○
(7)印鑑登録証明書 《写し可》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 【法人】法務局発行 【個人】住所地の市区役所、町村役場発行	○	○	○
(8)港湾工事希望調書【工事-港湾(市内)】 《原本》 ・「入札(見積)参加資格審査申請書(建設工事(市内・準市内)様式) 記入要領」を参照。	△	×	×
(9)傭船契約書の写し ・(8)「港湾工事希望調書」の要件確認資料。	△	×	×
(10)建設業許可通知書又は証明書 《写し可》	○	○	○
(11)総合評定値通知書の写し ・申請日前1年7か月以内の決算日を審査基準日として受審したもので直近のもの。	○	○	○
(12)工事経歴書(過去2年分) 《写し可》 ・任意様式	○	○	○

《「建設工事」提出書類一覧(2/4)》

○:必須 △:該当者のみ要 ×:不要

提出書類	市内	準市内	市外
(13)営業所一覧 《写し可》 ・支店・営業所等が有する建設業許可の分かるもの。 ・任意様式。本社登録の場合は不要。	×	○	△
(14)専任技術者証明書又は専任技術者一覧表等 《写し可》 ・建設業許可申請 様式第八号(「専任技術者証明書(新規・変更)」)又は専任技術者一覧表等 ・支店・営業所等での営業所専任技術者が分かるもの。	○	○	○
(15)インターンシップ事業、出前講座等の実績調書【工事一別紙2(市内)】の写し 《写し可》 ・「建設工事様式」の「12 インターンシップ事業、出前講座等の実施状況」の要件確認資料。 ・令和2年11月1日から令和4年10月31日までの間に行った取組について、実施機関(主催者)が証明するもの。 ・必要事項が証明されている既存の様式が存する場合は、当該様式により代用可。	△	×	×
(16)社会保険等への加入を証明する書類 ・添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が全て「有」又は「除外」になっている場合は社会保険等の加入状況に関する添付書類は不要。 ・添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に参加又は適用除外となった場合は、建設業許可及び経営事項審査における添付書類に準じ、当該事実を証する書類を添付してください。 (雇用保険) ・雇用保険料納入証明書 ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知 (健康保険) ・社会保険料納入証明書 ・保険料納付領収証書 ※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を提出してください。 (厚生年金保険) ・社会保険料納入証明書 ・保険料納付領収証書	△	△	△
(17)就業規則の写し ・「建設工事様式」の「13 労働福祉の状況」の要件確認資料。 ・労働基準監督署の受付印が押印されているもの。	△	×	×
(18)一般事業主行動計画等の写し ・「建設工事様式」の「13 労働福祉の状況」の要件確認資料。 ・以下2点の書類。 ①「一般事業主行動計画」の写し ②愛媛労働局に提出した「一般事業主行動計画策定届」の写し。	△	×	×
(19)建設業労働災害防止協会への加入を証明する書類 ・「建設工事様式」の「14 建設業労働災害防止協会(建災防)への加入状況」の要件確認資料。 ・建設業労働災害防止協会愛媛支部長が発行する証明書の写し	△	×	×
(20)第三者賠償責任保険加入チェックリスト【工事一別紙3(市内)】 ・「建設工事様式」の「15 第三者賠償責任補償保険(年間包括契約に限る)への加入状況」の要件確認資料。	△	×	×
(21) (20)の各要件を満たしていることを確認できる資料 ・当該保険の加入証明書(保険期間、てん補限度額の記載されたものに限る)、保険証書の写し、約款の写し等の内容を確認できる箇所に <u>下線等を引いたもの</u> 。	△	×	×

提出書類	市内	準市内	市外
<p>(22) 不当要求防止責任者講習受講修了書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事様式」の「16 不当要求防止責任者講習受講状況」の要件確認資料。 ・平成31年4月1日から令和4年10月31日までの間に受講した(公財)愛媛県暴力追放推進センターが実施する不当要求防止責任者講習のもの。 	△	×	×
<p>(23) 法務省保護観察所への協力雇用主としての登録を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事様式」の「17 協力雇用主への登録状況」の要件確認資料。 ・保護観察所が発行する証明書の写し 	△	×	×
<p>(24) 雇用障害者の障害等級または程度を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事様式」の「20 障害者雇用状況」の「(4) 雇用障害者情報」に記入した雇用障害者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し。 	△	×	×
<p>(25) 障害者雇用状況報告書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事様式」の「20 障害者雇用状況」の「(1) 障害者の雇用義務」が「有」の場合、公共職業安定所(ハローワーク)に提出した「障害者雇用状況報告書(令和4年6月1日現在)」の写し(電子申請の場合は申請画面を印刷したもの。) 	△	×	×
<p>(26) 表彰状の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事様式」の「21 表彰受賞歴」の要件確認資料。 ・平成30年度～令和4年度の5年間に受賞した以下のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ① 愛媛県優良建設工事知事表彰 ② 四国地方整備局優良工事表彰 ③ 四国地方整備局安全工事表彰 ④ 四国地方整備局各事務所・管理所優良工事表彰 ⑤ 四国地方整備局各事務所・管理所安全工事表彰 ※④⑤における「各事務所・管理所」は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、肱川緊急治水対策河川事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所、肱川ダム統合管理事務所、松山港湾・空港整備事務所 ⑥ 建設業退職金共済制度普及協力者表彰((独)勤労者退職金共済機構理事長表彰) ⑦ 雇用改善優良事業所表彰(厚生労働大臣、知事又は(一社)愛媛県建設業協会会長表彰) ⑧ 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰 ⑨ 障害者雇用優良事業所表彰(厚生労働大臣、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長、知事表彰) 	△	×	×
<p>(27) 地域貢献活動の実績調書【工事一別紙1(市内)】 《写し可》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事様式」の「22 地域貢献活動の状況」の要件確認資料。 ・令和2年11月1日から令和4年10月31日までの間に参加した活動について、実施機関(主催者)が証明するもの。 ・必要事項が証明されている既存の様式が存する場合は、当該様式により代用可。 	△	×	×
<p>(28) 防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の資格を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事様式」の「23 防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の有資格者の雇用状況」の要件確認資料。 ・防災士：防災士認証状又は防災士証の写し ・地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士：登録証の写し 	△	×	×

≪「建設工事」提出書類一覧(4/4)≫

○:必須 △:該当者のみ要 ×:不要

提出書類	市内	準市内	市外
<p>(29)技術者以外の従業員の在職状況を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事様式」の「24 技術者以外の従業員」に記入した従業員について、以下の書類。 <ul style="list-style-type: none"> ア 健康保険被保険者証の写し(被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。)、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、市町から通知される住民税特別徴収税額決定通知書の写しのいずれか イ 社会保険に加入しておらずアを提出できないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ウ 従業員が4人以下の個人事業所で、ア又はイを提出できない場合は、給与所得の源泉徴収票の写し、給与台帳等の写し及び出勤簿の写し。なお、新規採用等により源泉徴収票がない場合は、労働基準法施行規則第5条第3項に規定する書面の写し(労働契約における賃金に関する事項が明らかになる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。) 	○	○	×
<p>(30)技術者の在職状況を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事様式」の「25 技術者一覧」に記入した技術者について、以下の書類。 <ul style="list-style-type: none"> ア 健康保険被保険者証の写し(被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。)、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、市町から通知される住民税特別徴収税額決定通知書の写しのいずれか イ 社会保険に加入しておらずアを提出できないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ウ 従業員が4人以下の個人事業所で、ア又はイを提出できない場合は、給与所得の源泉徴収票の写し、給与台帳等の写し及び出勤簿の写し。なお、新規採用等により源泉徴収票がない場合は、労働基準法施行規則第5条第3項に規定する書面の写し(労働契約における賃金に関する事項が明らかになる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。) 	○	○	×
<p>(31)技術者の資格を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事様式」の「25 技術者一覧」に記入した免許等について、以下の書類。 <ul style="list-style-type: none"> ア 資格に係る合格証明書、免許証等、監理技術者資格者証の写し ※(監理技術者補佐の場合)ア及び建設工事の種類に応じて定められた検定種目にかかる1級の第一次検定の合格を証明する書面の写し イ 実務経験の場合は、実務経験証明書、卒業証明書(学歴を必要とする場合)等 ウ CPDS取得単位数 (一社)全国土木施工管理技士会連合会が発行するCPDS学習履歴証明書の写し(証明書の証明日が、添付する経営事項審査総合評定値通知書審査基準日以降で、かつ、申請日から起算して過去1年以内のもの) エ 建築CPD取得単位数 (公社)愛媛県建築士会((公社)日本建築士会連合会)が発行する建築士会継続能力開発(CPD)実績証明書の写し(証明書の証明日が、添付する経営事項審査総合評定値通知書審査基準日以降で、かつ、申請日から起算して過去1年以内のもの) オ 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者(建設マスター) 優秀施工者国土交通大臣顕彰表彰状の写し 	○	○	×
<p>(32)格付結果通知書送付用封筒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名を記入し84円切手を貼付した封筒(長形3号など)。 ・ 申請区分ごとに1枚ずつ必要。 	○	○	×
<p>(33)受理票等送付用封筒又は受理票ハガキ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書の受領確認を希望する場合のみ。 ・ 任意の受領票様式と、宛名を記入し必要額の切手を貼付した封筒のセットや、通信面に任意の受領票を記載し宛名を記入した官製ハガキなど。 ・ 市内・準市内業者で受領確認を希望する場合は、格付結果通知書送付用封筒とは別に必要。 	△	△	△

ウ. 申請区分「測量・建設コンサルタント」の提出書類

《「測量・建設コンサルタント」提出書類一覧(1/2)》

○:必須 △:該当者のみ要 ×:不要

提出書類	市内	準市内	市外
(1)全体共通様式【共通-1~3】 《<u>原本</u>》 ・「入札(見積)参加資格審査申請書(全体共通様式) 記入要領」を参照。	○	○	○
(2)測量・建設コンサルタント様式【コンサル-1~3】 ・「入札(見積)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント様式) 記入要領」を参照。	○	○	○
(3)納税証明書(未納がない旨の証明書・宇和島市が課税する全ての市税等) 《<u>写し可</u>》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 発行場所は、 宇和島市の税務課又は吉田支所、三間支所、津島支所の税務係。 ・宇和島市が発行する「納税証明書(市税等の未納がないことの証明。金額ではなく「宇和島市税に未納がない。」と記載されたもの。)」 ※市税等の課税が無い場合 【法人】 法人設立(設置)届出書の控えの写し 【個人】 宇和島市が発行する「所得課税証明書」(発行日、発行場所は納税証明書と同じ。)	○	○	×
(4)納税証明書(法人税(所得税)・消費税及び地方消費税) 《<u>写し可</u>》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 ・主たる事務所等又は事業所等の所在地を管轄する 税務署 が発行する納税証明書 【法人】 法人税、消費税及び地方消費税(様式:その3の3) 【個人】 所得税、消費税及び地方消費税(様式:その3の2) ・新型コロナウイルス感染症を理由として、納税(徴収)猶予の措置を受けたものは、「納税の猶予許可通知書」の写し、又は「納税証明書(様式:その1)」でも可。ただし、納税(徴収)猶予期限が記載されており、申請日時点で猶予期間中であることが確認できるものに限る。	○	○	○
(5)履歴事項全部証明書等又は身分証明書 《<u>写し可</u>》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 【法人】 法務局が発行する「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」 【個人】 本籍地の市区役所、町村役場が発行する「身分証明書」	○	○	○
(6)印鑑登録証明書 《<u>写し可</u>》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 【法人】 法務局発行 【個人】 住所地の市区役所、町村役場発行	○	○	○
(7)営業所一覧 《<u>写し可</u>》 ・支店・営業所等が有する営業許可の分かるもの。 ・任意様式。本社登録の場合は不要。	×	○	△
(8)財務諸表の写し ・ 【法人】 「損益計算書」、「貸借対照表」、「株主資本等変動計算書」の写し(直近1年度分) ・ 【個人】 「所得税確定申告書」及び「収支計算書」等計算書類の写し(直近1年分) (青色申告書の場合は、「貸借対照表(資産負債調)」の写しも含む)	○	○	○

≪「測量・建設コンサルタント」提出書類一覧(2/2)≫

○:必須 △:該当者のみ要 ×:不要

提出書類	市内	準市内	市外
<p>(9)登録証明書・許可書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の登録を行っていることを証明する証明書等の写し。 <ol style="list-style-type: none"> ① 測量:測量法第55条第1項 ② 建築関係建設コンサルタント業務:建築士法第23条第1項 ③ 土木関係建設コンサルタント業務:建設コンサルタント登録規定第2条第1項 ④ 地質調査業務:地質調査業者登録規定第2条第1項 ⑤ 補償関係コンサルタント業務:補償コンサルタント登録規定第2条第1項 ⑥ 計量証明業務:計量法第107条 「測量」を希望する場合の、測量法第55条第1項の規定による登録は必須。 「建築関係建設コンサルタント業務」の「建築一般」を希望する場合の、建築士法第23条第1項の規定による登録は必須。 「建築一般」に係る入札・契約等の権限を営業所等に委任する場合の「建築士事務所登録証明書」の写しについては、当該委任を受けた営業所等に係るもの。 	△	△	△
<p>(10)準市内業者認定申請書【コンサラー準市内認定1~2】 ≪原本≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 「入札(見積)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント様式) 記入要領」を参照。 	×	○	×
<p>(11)雇用契約書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> (10)「準市内業者認定申請書」の「2. 常勤従業員の雇用状況」の「市内在住者」に「○」をした従業員について、「雇用契約書」、「労働条件通知書(採用通知書)」、「就労証明書」等の、勤務場所、勤務時間等が記載されているものの写し。 	×	○	×
<p>(12)住民票等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> (10)「準市内業者認定申請書」の「2. 常勤従業員の雇用状況」の「市内在住者」に「○」をした従業員について、「住民票」、「運転免許証」等、宇和島市に住民票を有することが分かるものの写し。 	×	○	×
<p>(13)就業規則等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> (10)「準市内業者認定申請書」の要件確認資料。 「就業規則」等の、当該支店・営業所等において常勤の従業員が勤務すべき時間数が確認できるものの写し。 	×	○	×
<p>(14)格付結果通知書送付用封筒</p> <ul style="list-style-type: none"> 宛名を記入し84円切手を貼付した封筒(長形3号など)。 申請区分ごとに1枚ずつ必要。 	○	○	×
<p>(15)受理票等送付用封筒又は受理票ハガキ</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書の受領確認を希望する場合のみ。 任意の受領票様式と、宛名を記入し必要額の切手を貼付した封筒のセットや、通信面に任意の受領票を記載し宛名を記入した官製ハガキなど。 市内・準市内業者で受領確認を希望する場合は、格付結果通知書送付用封筒とは別に必要。 	△	△	△

エ. 申請区分「物品・役務の調達等」の提出書類

《「物品・役務の調達等」提出書類一覧》

○:必須 △:該当者のみ要 ×:不要

提出書類	市内	準市内	市外
(1) 全体共通様式【共通-1~3】 《原本》 ・「入札(見積)参加資格審査申請書(全体共通様式) 記入要領」を参照。	○	○	○
(2) 物品・役務共通様式【物品・役務-1~4】 ・「入札(見積)参加資格審査申請書(物品・役務共通様式) 記入要領」を参照。	○	○	○
(3) 納税証明書(未納がない旨の証明書・宇和島市が課税する全ての市税等) 《写し可》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 発行場所は、 宇和島市の税務課又は吉田支所、三間支所、津島支所の税務係 。 ・宇和島市が発行する「納税証明書(市税等の未納がないことの証明。金額ではなく「宇和島市税に未納がない。」と記載されたもの。)」 ※市税等の課税が無い場合 【法人】法人設立(設置)届出書の控えの写し 【個人】宇和島市が発行する「所得課税証明書」(発行日、発行場所は納税証明書と同じ。)	○	○	×
(4) 納税証明書(法人税(所得税)・消費税及び地方消費税) 《写し可》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 ・主たる事務所等又は事業所等の所在地を管轄する 税務署 が発行する納税証明書 【法人】法人税、消費税及び地方消費税(様式:その3の3) 【個人】所得税、消費税及び地方消費税(様式:その3の2) ・新型コロナウイルス感染症を理由として、納税(徴収)猶予の措置を受けたものは、「納税の猶予許可通知書」の写し、又は「納税証明書(様式:その1)」でも可。ただし、納税(徴収)猶予期限が記載されており、申請日時時点で猶予期間中であることが確認できるものに限る。	○	○	○
(5) 履歴事項全部証明書等又は身分証明書 《写し可》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 【法人】法務局が発行する「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」 【個人】本籍地の市区役所、町村役場が発行する「身分証明書」	○	○	○
(6) 印鑑登録証明書 《写し可》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 【法人】法務局発行 【個人】住所地の市区役所、町村役場発行	○	○	○
(7) 登録証明書・許可書等の写し ・(2)「物品・役務共通様式」の「11 資格等(営業に関する許可・認可・登録・届出等)」に記入したものについて、会社又は個人等が資格等を取得していることを証明する証明書等の写し。 ・同一の個人資格を有する者が複数在籍している場合、証明書等の写しは3名分程度(宇和島市発注の案件で担当になる可能性が高い者を優先)で可。	△	△	△
(8) 代理店・特約店の証明書等の写し ・メーカー等の代理店・特約店等であることを証明する証明書等の写し。	△	△	△
(9) 結果通知書送付用封筒 ・宛名を記入し84円切手を貼付した封筒(長形3号など)。 ・ 申請区分ごとに1枚ずつ必要。	○	○	×
(10) 受理票等送付用封筒又は受理票ハガキ ・申請書の受領確認を希望する場合のみ。 ・任意の受領票様式と、宛名を記入し必要額の切手を貼付した封筒のセットや、通信面に任意の受領票を記載し宛名を記入した官製ハガキなど。 ・ 市内・準市内業者で受領確認を希望する場合は、結果通知書送付用封筒とは別に必要。	△	△	△